

Title	学習指導要領の改訂と小・中学校の音楽科の方向性
Author(s)	黒上, 晴夫
Citation	大阪大学人間科学部紀要. 1991, 17, p. 229-248
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/9950
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

学習指導要領の改訂と小・中学校の音楽科の方向性

黒 上 晴 夫

学習指導要領の改訂と小・中学校の音楽科の方向性

1 音楽科における学習指導要領の改訂

(1) 学習指導要領改訂のポイント

昨年(平成元年)3月、平成4年度(中学校は平成5年度)から全面的に実施される新学習指導要領が告示された。その改訂のポイントを筆者なりにまとめると次のようになる。

- (1) 基礎・基本の徹底
- (2) 個性を生かす教育の充実
- (3) 自己学習力の育成
- (4) 情報化への対応
- (5) 国際理解教育の重視

総則の冒頭部、「教育課程編成の一般方針」には「学校の教育活動を進めるに当たっては、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の指導を徹底し、個性を生かす教育の充実に努めなければならない」と明記されている。これを「生徒(児童)の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び生徒の心身の発達段階と特性を十分に考慮して、適切な教育課程を編成するものとする」とした昭和52年告示の学習指導要領総則と比べてみると、かなり踏み込んだ表現になっているといえる。また、「授業時数の取扱い」では、小学校では1単位時間は45分、中学校では50分を常例としてはいるが、年間の授業時数を確保し、指導方法の工夫がなされれば弾力的に運用することができることになった。さらに、生徒(児童)の実態に応じた指導の必要が明示されている。校種に特殊なところでは、小学校では生活科の新設、中学校では選択履修制の拡大と弾力化である。

こうしてみると、今回の改訂は、社会の国際化や情報化を受け、目標としては、学力保障と個性の伸張の2つの方向に(これらが相反するものであるわけではない)明確に拡大され、指導の方法としては弾力化の方向で、行われたといえよう。

ところで、音楽科に限って言えば若干ポイントは違ったものになる。まず音楽科の目標についてみてみよう。

〈小学校音楽科の目標〉

「表現及び鑑賞の活動を通して、音楽性の基礎を培うとともに、音楽を愛好する心情と音

楽に対する感性を育て、豊かな情操を養う。」

〈中学校音楽科の目標〉

「表現及び鑑賞の活動を通して、音楽性を伸ばすとともに、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育て、豊かな情操を養う。」

以上で分かるとおり、小学校と中学校で目標が統一され、連続的な表現になっている。今回の指導要領の改訂が、幼稚園から高等学校まで一斉に行われることを反映していると思われる。このことは、まことに結構なことだと言わざるを得ないが、ここで問題になってくるのが、小学校の学習指導要領の「音楽性の基礎」であり、中学校でも問題となる、音楽科における「基礎・基本」である。これについては後述する。

次に各学年の内容であるが、最も目立つのは内容の大綱化である。つまり、扱うべき内容の大半を従来のように各学年ごとに表記しないで、小学校では低学年、中学年、高学年、中学校では第1学年と2、3年というまとまりで表したことである。これは、生徒（児童）の実態に合わせて、学習内容を弾力的に取り扱おうとするものである。また、小学校では、「自由な発想で即興的に表現すること」が取り入れられ、創造的な音楽活動の重視がうたわれている。内容の取扱いに関して問題になるのは、中学校での選択制との絡みである。

以下では、音楽科の方向性について基礎・基本の徹底と、選択制の拡大、創造的な音楽活動という3点に絞って考えていきたい。

(2) 基礎・基本の徹底

音楽科で基礎・基本が何をさすのかは、きわめて難しい。昭和22年、26年の学習指導要領では、「読譜力を中心とした、〈演奏中心主義〉ともいうべき『学習主義』がその基調となって」いると西澤はいう⁹⁾。文部省が「基礎」ということについては、多少なりとも明らかにしたのは、昭和40年の学習指導要領である。ここではブルーナーの構造主義の影響もあって「基礎」という領域が設定されたのである。これを文部省は、「昭和33年版指導要領の各領域に分散している共通の基礎的内容を一括し、これを発展的系統的に配列し再構成したもの」¹⁰⁾で「音楽的感覚の発達を図り、聴取・読譜・記譜の基礎的能力を高め」¹¹⁾それを「完全に児童のものとして『定着』」¹²⁾させることをねらったものだとしている。このことについて、野村は「つまり音楽の構成要素を分類し、それらの技能学習が『基礎』の内容として位置づけられている」¹³⁾と述べている。つまり、戦後約30年間、音楽科における基礎としてかなり技能的なものに限定された音楽的能力が想定されていたのである。

しかし、昭和52年の学習指導要領の改訂で、若干ニュアンスが変わってくる。つまり、「音楽を愛好する心情」ということに比重がかかってくるのである。（音楽科の目標は、「表現及

び鑑賞の能力を伸ばし、音楽性を高めるとともに、音楽を愛好する心情を育て、豊かな情操を養う」となっている。)それと同時に、例えば扱われる調合が、シャープ、フラットともに3つずつから2つずつに減らされている。(ただし調合の数によって難易度が変わるとは一概にいえない。記譜、読譜に関しては、確かにに数の増加にともなって難しくはなるが、音楽そのものが難しくなるわけではない。むしろさまざまな調と音楽の雰囲気を楽しむ方が、調についての理解を促進する場合があると思われる。このことについて竹内は調合の数が何個までのものを教えるという発想がそもそも誤っているとし、「個々の調を教えるのではなく『調』という内容のまとまりを設定し、『なぜ長調と短調があるのか』『なぜ音階はどの音からはじめても同じように聞こえるのか』『なぜ長調・短調と呼ぶのか、それらはどこがちがうのか』『なぜ長調の種類は12個しかないのか』等々といったような、子どもたちが抱く素朴な疑問に答えるような形で⁹⁾教育内容を構造化するべきだとしている。)つまり、それまでの演奏中心主義、技術主義から、より感性や心情といったものに学習の目標を移すことになるわけである。今回の改訂でもそれは踏襲されており、やはり音楽を愛好する心情を目標として掲げている。しかし同時に、基礎という語が再び現れているのである。このことは先にみた総則の目標の2つの方向性と符合するものであるが、その基礎というのが具体的にはどのようなことをさしているのかは難しい。今回は「音楽性の基礎」なのである。そもそも音楽性とはどのようなものであるのか曖昧で、楽器の演奏や歌唱で考えてみると、音程の正確さやリズムの正しさを前提とした音楽表現の深さというようなことに使われるようである。しかも場合によっては、技術的な側面は全く抜きにして、演奏者の表現や感情といったものに対して用いられる語でもある。それではその基礎とは何なのか。筆者に言えることは、定義はできないということのみである。ただ、ある程度要素を挙げることはできる。以下のようなものであろう。

- ・音の機能が判断できる程度の音感
- ・他の人とアンサンブルができる程度のリズム感
- ・音色に対する関心
- ・音楽の中に表現の意図を感じ取ろうとする態度
- ・心を込めて表現しようとする態度

しかし、どれをとっても「ここまでできれば基礎が培われた」ということは言えないものばかりである。従って、これらを徹底するというのはさらに難しいということが言えそうである。

ただし、先の例と同じように学習指導要領の内容を細かくみていくと、やるべきことは明記されている。例えば小学校の3年生では、次のようである。

- ・ハ長調の旋律を視唱したり視奏したりできる

- ・歌詞の内容を理解して表現の仕方を工夫できる
- ・拍の流れやフレーズを感じ取って、演奏したり身体表現したりできる
- ・音の重なりを感じ取って合唱や合奏をすること
- ・二分音符、付点二分音符、付点四分音符等の記号を理解して表現できる

こういったことを「共通教材」である、「うさぎ」「茶つみ」「春の小川」「ふじ山」を通して学習するのである。しかしそれでも、レベルの問題はつきまとうのであって、明確に3年生段階の基礎はここまでだとはいきれない。(もっともこれは他の教科でも同じことで、基礎・基本とは何かということがそれだけで研究の対象になるくらいである。) 結局、従来通り、何となくいろいろな側面で「音楽が分かっているようだ」という子どもが基礎・基本ができていないと評価されるのであろう。

(3) 選択履修制

中学校において、授業時数の規定が表1から表2のように訂正された。選択教科などに充てられる授業時間の項を見てみよう。従来のものは1年と2年で105時間(周知の通り外国語の選択で、ほとんどの中学校では学校が英語を選択するという方式であった)、3年になる

表1 年間標準授業指数(昭和52年学習指導要領)

区分	必修教科の授業時数								道徳の授業 時数	特別活動の 授業時数	業時数 に充てる授 業時数	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	家庭 技術				
第1学年	175	140	105	105	70	70	105	70	35	70	105	1,050
第2学年	140	140	140	105	70	70	105	70	35	70	105	1,050
第3学年	140	105	140	140	35	35	105	105	35	70	140	1,050

表2 年間標準授業指数(平成元年学習指導要領)

区分	必修教科の授業時数								道徳の授業 時数	特別活動の 授業時数	業時数 に充てる授 業時数	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	家庭 技術				
第1学年	175	140	105	105	70	70	105	70	35	35 ～ 70	105 ～ 140	1,050
第2学年	140	140	140	105	35 ～ 70	35 ～ 70	105	70	35	35 ～ 70	105 ～ 210	1,050
第3学年	140	70 ～ 105	140	105 ～ 140	35	35	105 ～ 140	70 ～ 105	35	35 ～ 70	140 ～ 280	1,050

と、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の4教科の中から1つを選べる時間が35時間追加されて、合計140時間が選択教科に充てられていた。必修教科に関しては、授業時数は完全に固定されていたのである。ところが今回の改訂ではかなり異なっている。つまり、選択教科などに充てられる時間数は1年生で105~140時間、2年生で105~210時間、3年生で140~280時間であり、そのうち外国語に充てられる時間は各学年、最大140時間、その他の選択教科は2年生で先の4つの教科、3年生で全9教科(外国語を含む)ということになっている。そして、総時数の1,050時間をオーバーしないために、2年生では音楽と美術の時間数に、3年生では社会、理科、保健体育、技術・家庭の時間数に幅をもたせてある。このことから分かるように、今回の改訂ではかなり選択制が拡大されているのである。しかしこのことを音楽科からみてもみると、いくつか問題がある。吉崎・木原は、この選択履修の拡大に関して、「このような授業時数の改訂の結果、各中学校において外国語(英語)が現行の週三時間から週四時間に増やされることがまずもって予想される。その場合に、第一・第二学年においては特別活動あるいは音楽や美術の時間数削減にシワ寄せがくることを十分に認識しておく必要がある」と警告している。ただし同時に、「選択履修の幅が拡大されたことの意義を個性化教育という視点から積極的に受けとめる必要がある」とも述べている。つまり、選択履修に充てる時間を学校一律に外国語に割くのではなく、生徒の得意教科を伸ばしたり不得意教科を補ったりするための、また、関心のある内容について深く学習するための、本来の意味での選択履修制度を確立しようというのである。そしてこれが学習指導要領で意図されているものであろう。

もう一つ問題がある。それは学習内容の系統性ということである。塩野によれば、選択制によって履修のパターンは図1のようになる⁹⁾。一人の生徒が2年と3年の2年間にわたって音楽を選択した場合、選択(a)と選択(b)の2つのプログラムを履修することになる。

B校 (B型)

型	1年	2年	3年	合計
B①	必修2・→	必修2・→	→必修1→5	+5③ 0
B②	必修2・→	↓ →選択(a)1・*	↑ →必修1→5	+6② 1
B③	必修2・→	必修2・→	↓ *→選択(b)1→1	+6③ 1
B④	必修2・→	↓ →選択(a)1・*	↑ ↓ →選択(b)1→1	+7① 1

A校 (A型)

型	1年	2年	3年	合計
A①	必修2・→	必修1・→	→必修1→4	+4 0
A②	必修2・→	↓ →選択(a)1・*	↑ →必修1→4	+5① 1
A③	必修2・→	必修1・→	↓ *→選択(b)1→1	+5② 1
A④	必修2・→	↓ →選択(a)1・*	↑ ↓ →選択(b)1→2	+6① 2

図1 音楽科履修系統図

彼にとってはこの2つのプログラムは、連続的なものであるから、そこには系統性が必要である。しかし、一方では、3年時にだけ音楽を履修する生徒もでてくるのである。彼にとっては、選択(a)で学習した内容を前提とする事はできないのである。従って、2年連続の選択プログラムにおいて、系統性を考慮することはかなり難しいということになる。

さらに、必修の音楽の授業と選択の授業の関連ということも考えねばならず、そういう点では、選択履修のあり方には工夫が必要である。

ところで、新学習指導要領の「指導計画の作成と内容の取扱い」の最後に、「表現及び鑑賞の能力を高める学習、総合的な学習、課題学習、創造的な表現活動などの学習活動を行うように指示されている。このこと、とりわけ課題学習ということから、選択履修においては教科間のもののみならず、教科内での課題選択なども考慮する必要がある。

(4) 創造的音楽学習

西澤は、今日までに音楽教育で用いられてきた「創造」という言葉には、2つの意味があるという¹⁰。「本来音楽が持っている、初源的な”みずみずしさ”を取り戻そう」という場合と「文字どおり音楽で何かを作り出す」学習である。音楽は再現芸術でもあるが故に、作曲者が意図したものを楽譜という形で記号化されたものから創り出さねばならない。結果としての演奏は、従って、演奏者がどのように作曲者の意図を解釈したかということに依存し、一人一人で異なったものになるのである。そういった意味で、まさしく音楽の再現は創造に他ならない。一方、新しい曲を作曲したり、これまでに存在しなかった音楽を用いて自らを表現したりすることは、そもそも創造的な活動である。ところで今回の改訂には、「即興的に音を選んで表現すること」や「自由な発想で即興的に表現すること」が内容として挙げられている。これらは、いわゆる創造的音楽学習の影響を受けていると考えられ、その創造の意味は後者の意味である。

創造的音楽学習というのは、カナダの作曲家であるマリー・シェーファーに端を発する活動で、楽音であるなしに関わらず、身の周りの全ての「音」を素材にした音楽活動である。「音」には「沈黙」も含まれる。この活動は「個々の生徒にとって個性的であるようなことを表現する方法」であり、また、創造的音楽には、選んだ素材を探究し、決定する自由がある¹¹とペインターという。子どもたちは耳を澄まして自分の周囲の「音」を聞き、選んだ「音」を用いて、即興的に自らを表現する。劇や身体表現と同時に行われることもある。

このような活動が結果として何を生むのかは、日本の音楽界ではいまだ明らかにされていないとはいいい難いが、音楽の授業のみならず、他の教科との合科的指導においても、さまざまな形で実践されてきている。特に生活科との関わりにおいて、今後一定の注目を浴びるもの

であろう。

以上、今回の学習指導要領の改訂にともなう3つの側面から、音楽教育について述べてきた。以下では、それらがどのような形で実際に行われているのか、各学校の研究紀要を基にみていこう。

2 音楽科における先導的実践

(1) 基礎・基本の徹底

長野県駒ヶ根市立東中学校では、各教科の基礎的・基本的事項に焦点を当てた「基礎講座」という選択学習を実施している。ここでの基礎・基本は「前提能力」として考えられている。つまり、授業が成立するための基本的なスキルや知識、態度を各教科の「前提能力」とし、それを教科ごとに洗い出して特別に訓練する時間を設けているのである。この時間は年に5回、無学年制で行われる。1回につき6単位時間ずつで、1単位時間は20分である。実施の日には、2単位時間が連続で行われる。生徒には、その回に開かれる講座の一覧がわたされ、その中から数講座選んで履修する。

音楽科では、基礎・基本を「発声」ということで押さえている。開かれている講座の名前は、「発声の基本」である。指導案を図2に示す。これを見ると、実際の指導は、①呼吸法の練習→②フェイス・トレーニング→③ハミングによる共鳴練習という、3つの段階で行われることが分かる。子どもたちには、図3に示すような学習カードがわたされ、発声練習の段階はこのカードに従って個人練習となる。

愛知県東浦町立緒川小学校では、無学年制のドリル学習である「はげみ学習」の一環として「リコーダーのはげみ」を設けている。「はげみ学習」は一種のプログラム学習で、「リコーダーのはげみ」の場合、リコーダーに関する技能をスモールステップに区切って、それぞれを学習課題という形でカードにしてある。子どもたちは、それを個人学習でこなしていく。一つの学習課題を終了すると、次の課題に移れるのである。

緒川小学校は先進的なオープンスクールで、カリキュラムが変則的である。そしてこの「はげみ学習」は、そこで行われているいくつかの学習プログラムのうちの一つであり、他に算数や体育に関するものがある。つまり、「はげみ学習」にはそのための特別な時間枠が定期的に設定されているのである。

音楽科における基礎・基本ということを経東中学や緒川小学校のようにある特定の技能としてとらえることは、授業を実施するためには賢明な方法であろう。その技能をマスターする

ための段階を明確にしやすいし、練習方法もそう難しくはないからである。しかしここで考えなければならないのは、東中学の場合は、基礎・基本を取り出して短期集中的に取り扱うやり方であるから比較的うまくいくし、緒川小学校の場合も本来の授業とは異なる時間枠で行われるということである。しかし両校のように、基礎・基本を技能的なものに限定してとらえるやり方を通常の授業の中で常に行っていくわけにはいかない。そうかといって、基礎・基本を前述したような曖昧なものとしてとらえた場合実践はやりにくくなるし、例えばやったとしても、本当にやれたのかどうかを判断することが難しくなるであろう。このあたりのうまいやり方を今後も模索していかなければなるまい。

段階	学 習 活 動	指 導 ・ 助 言	時 間	備 考
基本姿勢をつくり	①響きのある美しい声を出すための姿勢のとり方について説明を聞き、基本姿勢をつくってみる。	<ul style="list-style-type: none"> 響きのある美しい声はゆったりとした自然の姿勢から生まれることを説明し、次のように基本姿勢をつくらせる。 両手を肩はばよりやや狭く開け、どちらかの足を前へ出す ・ 重心を少し前へ パンザイをして、胸をあげたまま両手をプランと下げる ・ 首すじを伸ばす 気持ちをピンと上にはって、あごの力をぬく ・ 視線はやや上むきかげんにする 	3'	<ul style="list-style-type: none"> 運動のできる服装で行う。 自然な姿勢（ラクな姿勢）が理解しやすいように、床にあおむけに寝てみる。
呼吸法を知り	②呼吸法を練習する。	<ul style="list-style-type: none"> 歌うための息がスムーズに使えるように次のトレーニングをする。 背中を曲げて息を吸う。 息を長く伸ばす。 ハミングで伸ばす。 基本姿勢で息を長く伸ばす。 	4'	おおよそ達成した時はその場で励まし認める
響く声を出してみる	③共鳴腔をつくるために、フェース・トレーニングを行う。	<ul style="list-style-type: none"> まゆげを最大限に上にあげる。 鼻翼をつり上げる。 目を大きくあげる。 ほおを上げる。 くちびるを上下に開く。 	4'	
	④ハミングによる共鳴練習を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ハミング ハミングから Ma, Mi, Me にかえる ハミングから母音にかえる 	7'	
まとめ	⑤反省・感想を書く。	<ul style="list-style-type: none"> 今後の課題として、できれば毎日の積み重ねが必要であることを指導する。 	2'	

図2 基本講座「発声の基本」指導案

音楽 A-1	発声の基本	年 組 番
		氏名

正しい姿勢で歌おう

美しい声は、正しい姿勢から生まれます。人間は歩いている姿勢が一番自然な状態です。歌うときもいつでも歩き出せるような感じで立ちましょう。

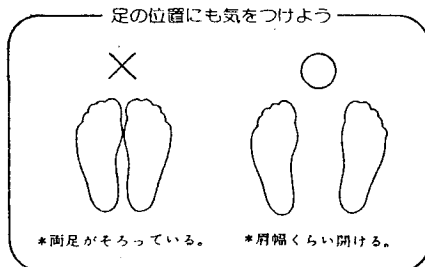
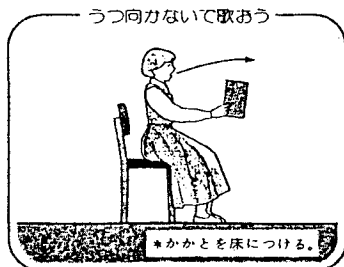


図3 「発声の基本」の学習カード

(2) 選択履修制

滋賀県余呉町立鏡岡中学校では、各教科で教科内選択学習に取り組んでいる。音楽科では、フォスターの曲を題材に、3つのコースを組んだ。フォスターについて調べるグループ、合唱に取り組むグループ、楽器で演奏するグループである。調べ学習のグループには、フォスターの伝記をカセットテープに吹き込んだものや、伝記そのもの、フォスターの時代の資料等が用意されている。子どもたちは各自の興味に従ってコースを選び、その後それぞれのものを持ちよって、演奏グループの伴奏で全員で合唱するのである。合唱に際しては、調べ学習グループからフォスターが生きた時代の背景や、アメリカ南部の様子について聞き、歌詞の理解を深める。このようにして、同じ一つの曲に対してさまざまな方向からアプローチさせ、それを統合することによって、一段高い表現や鑑賞へと持っていくことができるのではないだろうか。このことは、先述したが、学習指導要領でいう「総合的な学習」にあたり、「課題学習」にあたるのである。

同じようなやり方が愛媛大学附属中学校でも行われている。単元は、「ベートーベンの音楽に親しむ」で、主要教材は交響曲第5番「運命」である。指導計画を図4に示す。授業は、ベートーベンについての理解や「運命」の鑑賞、スコアを利用した楽器の理解という導入部を経て、グループ学習になる。グループは、表現グループが2種類、鑑賞グループ、調査グループの合計4つ構成される。表現グループは、リコーダーを用いた演奏と、川柳や紙芝居による表現の2種類である。この教科内選択学習のために用意された資料やメディアを図5に示すが、これを見ると各コースの中身が実に充実している理由が納得できる。豊富な資料に多様なメディアを用いることによって、中学生には多少荷が重すぎるような内容をこなすのである。ただ、この場合は鏡岡中学校の実践と違って、グループ学習の結果をまとめることはするが、統合することはやっていない。

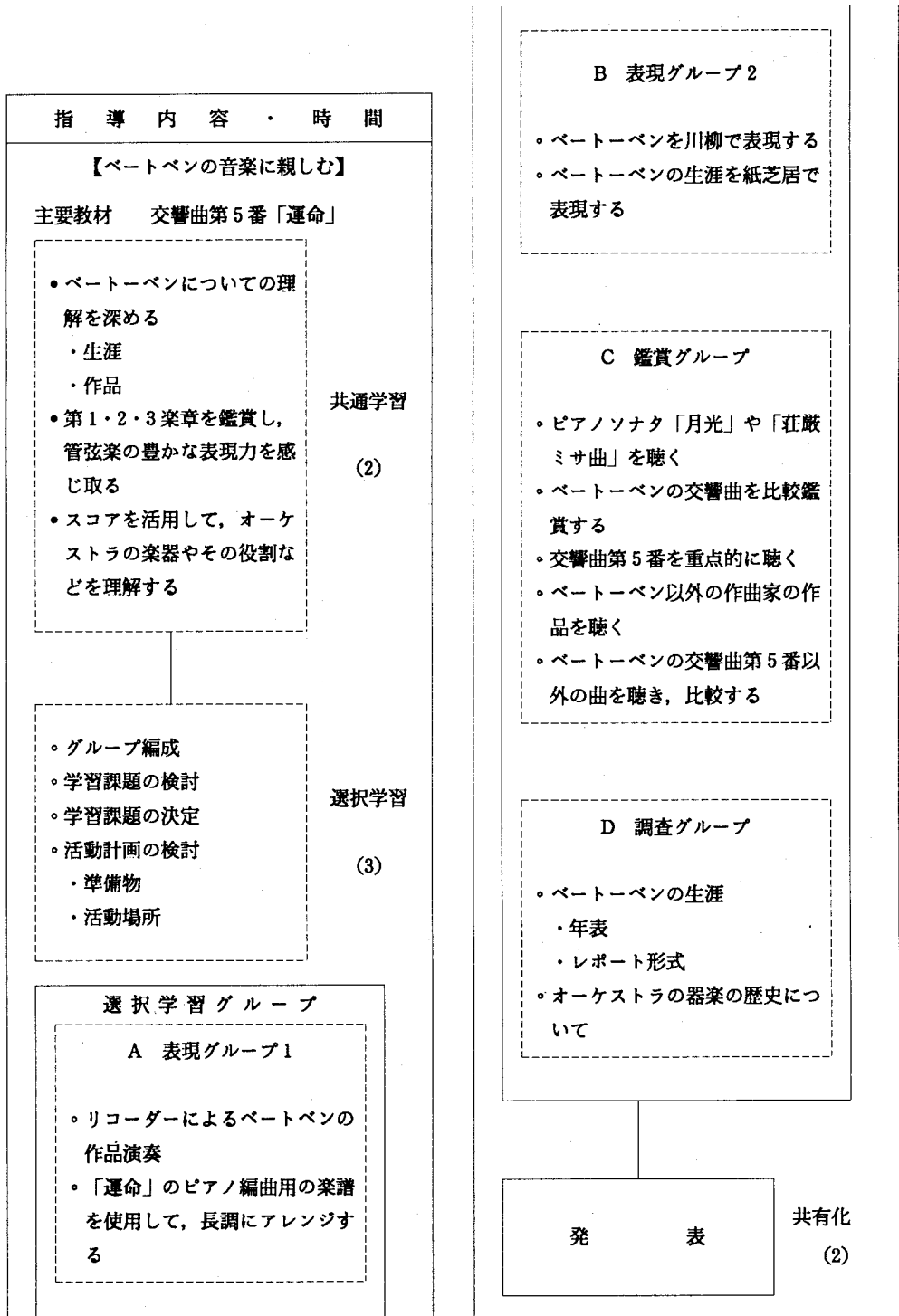


図4 「ベートーベンの音楽に親しむ」指導計画

〈楽譜に関する物〉

- 「ピアノ名曲辞典 1」
- 「ピアノ名曲辞典 2」
- スコア
 - ベートベン交響曲第1番
 - ベートベン交響曲第2番
 - ベートベン交響曲第3番
 - ベートベン交響曲第4番
 - ベートベン交響曲第5番
 - ベートベン交響曲第6番
 - ベートベン交響曲第7番
 - ベートベン交響曲第8番
 - ベートベン交響曲第9番
- ピアノ・アレンジ第5交響曲
- リコーダー名曲集

〈音楽史を中心としたもの〉

- 「音楽の流れ」 村田武雄 著
- 「音楽のヨーロッパ」 属 啓成 著
- 「耳による音楽史」 柴田南雄 著
- 「ピアノ音楽史」 ウイリ・アーベン 著
- 「ウィーン音楽地図」 ネベハイ 著
- 「19世紀のピアニストたち」 千歳八郎 著
- 「音楽の歴史と思想」
ライヒテントリット 著
- 「音楽と歴史の出会い」 保柳 健 著
- 「あの世の楽聖たち」 武川寛海 著
- 「音楽史の休日」 武川寛海 著
- 「母と子の音楽史」 谷 慶郎 著
- 「クラシックの喫茶室」 服部公一 著
- 「そなた・こなた・へんろちょう」
野口幸助 著
- 「統そなた・こなた・へろんちょう」
野口幸助 著

〈クラシック音楽に関するもの〉

- 「指揮法教程」 斉藤秀雄 著
- 「オーケストラを聴く人へ」 近衛秀磨 著
- 「作曲家から聴衆へ」 コーブランド 著
- 「指揮の芸術」 ワインガルトナー 著
- 「音楽の聴きどころ・交響曲」
諸井 誠 著
- 「バイオリン名器」 ファルガ 著
- 「ベートーベンの作品集」 属 啓成 著
- 「ベートーベン」 大築邦雄 著
- 「第九のすべて」 武川寛海 著

〈メディア〉

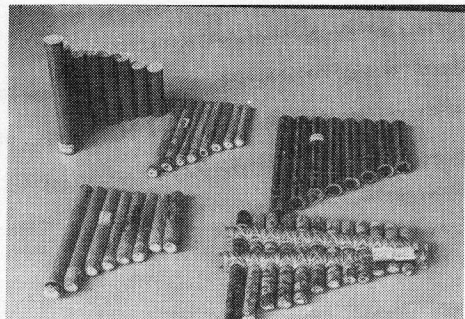
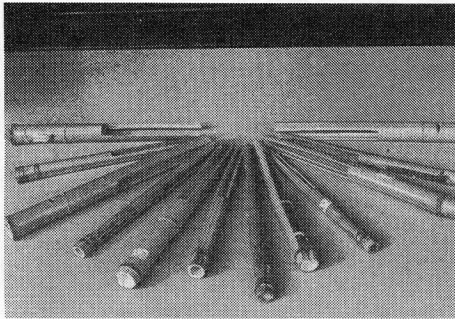
- レコード及びテープ
 - ベートーベン 交響曲第5番
 - 指揮 カール・ベーム
 - 演奏 ウィーン・フィル
 - 指揮 カラヤン
 - 演奏 フィルハーモニー
 - 指揮 カラヤン
 - 演奏 ベルリン・フィル
 - 指揮 ミュンシュ
 - 演奏 ボストン
 - 指揮 フルトベングラー
 - 演奏 ウィーン・フィル
 - ベートーベン 交響曲第6番
 - 指揮 カラヤン
 - 演奏 ベルリン・フィル
 - ベートーベン 交響曲第3番
 - 指揮 カラヤン
 - 演奏 ベルリン・フィル
 - ベートーベン四大ピアノソナタ集
 - ベートーベン三大ピアノソナタ集
 - 荘厳ミサ曲
 - ハイドン交響曲第94番「驚愕」
 - ハイドン交響曲第101番「時計」
 - モーツァルト「フィガロの結婚」序曲
- テープレコーダー 4台
- ステレオ
- ピアノ
- リコーダー

図5 資料・メディア一覧

図6 生徒がつくったバリンビンとパンパイプ

〈生徒作品 1〉

〈生徒作品 2〉



愛媛大学附属中学は、教科間選択学習でも先進校である。教科間選択学習と教科内選択学習の相違点はいくつかあるが(表3)、最も重要なものは教科内選択学習が基礎・基本の徹底をねらっているのに対して、教科間選択学習では個性の伸張を標榜していることである。このことから、教科間選択学習ではかなり思い切った課題を設定できるのである。

音楽科では、週1時間の教科選択の時に、「手作りの楽器で音楽を」というテーマが設定されている。楽器づくりは、バリンビン(フィリピンの竹製の楽器)→鳥笛→パンパイプと進行していく。その間に、笛の原理や調律についての学習が行われるのである。生徒がつくった楽器の写真を載せておく(図6)。

以上のような選択学習であるが、愛媛大学附属中学校のように教科内選択学習は比較的教科の基礎・基本を、教科間選択では発展的な内容をという行き方は参考になる。これで、先述した選択音楽における系統性の問題はクリアできると思われるし、個性重視という選択履修本来の目的も達成できるであろう。

表3 教科問題選択学習と教科内選択学習の相違点

	教科問題選択学習	教科内選択学習
対象生徒	教科の得意・不得意な生徒に限定	全員
学習内容の範囲	教科の枠内で個性の伸張を図る学習内容	主として基礎・基本の徹底を目指す学習内容
活用する能力	教科その他で既得の知識、技能等	教科の単元内での既得の知識・技能等
伸ばすべき個性	教科の授業では得られない生徒の能力知識、技能、得意、不得意、選択能力等	共通学習で得られない生徒の能力興味・関心・意欲等
学習時間	10時間以上の長時間にわたる学習	3~4時間程度の学習
学習課題	複数の課題の系統立った学習	1~2程度の課題解決学習
選択の幅	学習目標・内容・方法について選択可能	学習内容・方法について選択可能
指導上の留意点	長時間の学習のため学習意欲の持続を図る工夫が必要	能力、興味、関心の低い生徒への手だてが必要

(3) 創造的音楽学習

広島県東広島市立西条小学校では、全学年にわたって創造的音楽学習に取り組んでいる。低学年で身の周りの音への興味を喚起し、それを模倣する学習、中学年で音・声・楽器をつくった構成の工夫、高学年で図形楽譜によるイメージの拡大というような内容のシーケンスを想定し実践しているのである。

3年生の「音あそび」の指導計画を図7に示す。全部で14時間の単元だが、国語や図工との合科学習にもなっている。単元の導入には、手作り楽器で表現するセッションが設定されており、そのあとは、大きく2つの部分に分かれる。導入に続く部分は、全員が「水の旅」というテーマでストーリーづくりをし、それを、はじめ、中、終わりという3つの部分に分けて絵で表現する。そして、それを今度は音で表現するのである。後半の部分では、今度はテーマを選択する方式になる。テーマは、「宇宙探検」「乗り物の旅」「朝の音楽」「物語の音楽」の4つである。子どもたちは、オルガンやリコーダーなどの既製の楽器に加えて、たらいや箱・豆等をつくった楽器を持ち寄って、自由に表現活動をするのである。

西条小学校では、このような音楽学習によって、音に関心のなかった子どもの意識を覚醒し、楽譜の存在故に音楽嫌いになっていた子どもたちに音楽の楽しさを教えることができると考えているのである。

ところで、この実践のポイントは合科学習にあるといえる。これまでさまざまな創造的音楽学習が行われてきたが、表現する子どもたちが無目的に音源を打ち鳴らし、騒音しか残らないといったものが多かったようである。そここのところに対する工夫が、国語と図工との合科学習である。これから表現するもののストーリー（流れ）を文字で表現し、そのポイント（節目）を今度は絵で表現するのである。このような前段階をふまえることによって、音で表現する世界のイメージを明確にもたせるのである。文章や絵は、ある意味ではスコアといっても良いのである。

ところで、創造的音楽学習とこれまでの伝統的な音楽学習とのつながりについて、真剣に取り組んだ実践はまだ見ない。創造的音楽学習の理念や実践には共感するものがあるのだが、音楽科における基礎・基本の問題も絡めて、今後検討していく必要があるだろう。

時	指 導 内 容	学習指導の形態	個の変容把握の手だて
1	各自の持ち寄った材料をもとに、手作り楽器を作る。	学級別一斉指導	・個人記録表 (・手作りの楽器の工夫)
2	手作り楽器で「キラキラ星」「春の小川」のリズム伴奏をする。	↓	・個人記録表 (・手作り楽器であそぶ) (・リズムの工夫)
3 ・ 4	水の音を表す楽器を工夫して作り、いろいろな水の音を出す。		・学習カード ・個人記録表 (・音えらび (・場にふさわしい音))
5	水の旅のストーリーを話し合い、始め、中、終わりと3枚の絵にかき表す。(国語・図工)		学級内でグループ分けをし、班学習。
6 ・ 7	あ そ び ストーリーに従い、音作りを工夫し、グループ毎に練習する。	↓	・学習カード ・個人記録表 (・場にふさわしい音) (・グループでの協力)
8 (1)	各グループの作品の発表会をし、相互評価する。		・教師観察 発表態度 作品 ・個人記録表 (・タイミング (・よいところをみつける。))
9	自分のやりたい課題を一つ選び、その中でグループを作り、イメージをふくらませる。		3学級4担任 課題選択別方式によるT.T (宇宙探索 乗り物の旅 朝の音楽 物語の音楽)
10	あ そ び グループ毎にストーリーを決め、絵に表す。(国語・図工)	↓	・学習カード
11 ・ 12 (本時) ・ 13	び (2) ストーリーに従い、音作りや音探しをしながら、各グループ毎に練習する。		・学習カード ・個人記録表 (・場にふさわしい音) (・グループでの協力)
14	全体で作品発表会をして相互評価する。		・個人記録表 (・よいところをみつける)

図7 「音あそび」指導計画

3 おわりに

音楽は基本的に個人的なものである。どのような音楽を好むかは、全く自由である。何を聴いても良いし、何を歌っても良い。どんな楽器を演奏してもかまわない。教育は文化の拘束を受けるからといって、何も日本古来の音楽だけをやる必要もなければ、逆に西洋のある時期だけの音楽だけをやる必要もない。しかし、やっても良い。

音楽が、ある人生観や政治的な態度の象徴である場合もある。そういったメッセージが旋律に乗って伝えられる場合である。反戦歌などは正にそうであった。はじめは明確なメッセージとともに表現されていたものが、やがて旋律だけでもメッセージを伝え得るものになる。そういう意味では、音楽を純粋に心情的なものにとらえるのには無理がある。

日本人は、ある意味では非常に音楽的な国民だといえるかも知れない。カラオケを生み出したのは日本人であったし、出先でイヤホンをつけている人も非常に多い。これだけ音楽を愛して止まない国民に、これ以上どのような音楽教育が必要とされているのであろうか。

こういったことを考えるとき、これから音楽教育で必要とされることは、次のようなことであらう。

- ・真の音楽理解のための音楽のリテラシーを明確化すること（少なくとも一定のレベルをこえるための方法と、そのための教材を一体化した形で開発すること）。
- ・さまざまなジャンルの音楽に、つまらないと思わせることなくふれさせること（知識、理解から入る音楽体験でなく、肌で、体で聴く直接的な音楽体験を与えること）。
- ・よりよく表現したい子ども、より深く鑑賞したい子どもに、そのための文化的な場所を十分与えること。

今後、こういった方向に学習指導要領が改訂を重ねていくのかどうかは筆者には分からない。しかし、日本の教育界全体が子どもの個性の重視、伸張へと動いている今日であるから、音楽に対して興味を持つ子どもたちに対して、上のようなことを保障することは、比較的やり易くなっていくかも知れない。できれば抽象的な目標表現で終わらない、具体的な目安として（しかし法的拘束力はあまりないような形で）学習指導要領が改訂されてくれれば、音楽教育にとって最高の支援になると思われる。

引用文献

- (1) 西澤昭男 (1989), 「教育改革」下の学校音楽, 季刊音楽教育研究, 1989年夏号 (通巻60号), 音楽の友社, P. 118
- (2) 真篠将 (1986), 音楽教育40年史, 東洋館出版社, P. 44
- (3) 真篠将 (1986), 前掲書, P. 44
- (4) 真篠将 (1986), 前掲書, P. 44
- (5) 野村幸治 (1989), 1959~60年代の学校音楽の動向, 季刊音楽教育研究, 1989年夏号 (通巻60号), 音楽の友社, P. 112
- (6) 竹内俊一 (1982), 音楽科の学力と教育内容をめぐる諸問題, 千成俊夫 編著「到達目標を明確にした音楽科授業改造入門」, 明治図書, P. 36
- (7) 吉崎静夫・木原俊行 (1989), 個性を生かす教育—選択学習を中心に, 水越敏行 編著「新教育課程の課題」, 図書文化, P. 57
- (8) 吉崎静夫・木原俊行 (1989), 前掲書, P. 57
- (9) 塩野勇記 (1989), 新しい音楽教育への視点 (58), 中等教育資料, 1989年12月号 (通巻560号), 大日本図書, P. 56-57
- (10) 西澤昭男 (1989), 前掲書, P. 126
- (11) Painter J. and Aston P. (1970), SOUND AND SCILENCE, 山本ほか訳, 音楽の語るもの, 音楽の友社, P. 5

REVISION OF COURSE OF STUDY AND MUSIC IN ELEMENTARY/
JUNIOR HIGH SCHOOL

Haruo KUROKAMI

Course of study was revised in 1989 and will be enforced in 1993. As for music there're three points in the revision. The first is "mastery of basics." But it is very difficult to define what is basic in music. Therefore when teachers intend to make their students master basics in music, there come some problems like what should be done, how student's mastery can be evaluated and so on. To solve these problems, teachers have to define basics. For example, some junior high school defined it as prerequisites and have short lessons specialized to learn basics. The second is "electives." Course of study declares that each student should select his/her tasks or subjects to some extent. This direction leads to "individuation." The electives has two phases. One is inner-subject phase and the other is inter-subjects one. An example of the former is task-personalized learning. In this students can select a task to learn. Some students learn background of a tune and others exercise accompaniment of the tune. An example of the later is subject-personalized learning. This one allows students to select a subject to learn. They can select mathematics, science, gymnastics, music and so forth. In this type of electives just students who are interested in music select it, so the content of learning becomes higher. The third is "Creative music." Creative music makes students express their musical emotion freely. They hear sound around them and imitate the sound with many ordinary things which are not musical instruments. These three directions will change music education in Japan to some extent. But this change will not be enough. Course of study is expected to be more concrete.